## 役員報酬及び退職手当等の支給基準検討に係る他事例との比較

○旭川市立大学:公立大学法人設立前の現時点で,現学校法人が理事長予定者,学長予定者と協議して他の公立大学法人や地方公共団体の状況を参考にしながら考え方を整理しているものであり,公立大学法人設立後に公立大学法人から本市に対して届出される予定である。

○比較対象とした他の事例:次の条件により、令和4年9月時点における各法人のホームページに掲載されている規則等の情報を整理したものである。

・条件1:道内公立大学のうち市が設置主体の公立大学法人により運営されている場合(下表⑦及び②)

・条件2: 道外公立大学のうち市が設置主体の公立大学法人により運営され、かつ旭川大学と同様の学生規模(1,000~1,500名程度)で理事長と学長が別置の場合(下表份~)

大学名	旭川市立大学 (素案)	⑦札幌市立大学	②千歳科学技術大学	⊕青森公立大学	①前橋工科大学	<b>金長岡造形大学</b>	<b></b>	(金)
	理事長学長別置型	理事長学長一体型	理事長学長一体型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型
	就業規則に定める 職員が役員を兼務 する場合は役員報 酬不支給		給与規程の適用を受ける職員を兼務する 役員については役員 報酬不支給	規定なし	役員が職員を兼ねる 場合は役員報酬不支 給(給与規程に基づ く給与を支給)	給与規程の適用を受ける職員を兼務する ける職員を兼務する 役員については役員 報酬不支給	ける職員を兼務する	規定なし
②理事長 ※退職手当は別 に⑥で整理	・年俸9,000,000円 の範囲内 ・通勤手当	· 期末手当 · 通勤手当 · 寒冷地手当 · 住居手当 · 地域手当	・月額818,000円以 内(二)「一般職の(四) に関する法律第二十分 (1) 2 5 年 (1) 2 5 年 (1) 2 年 (1)	· 月額846,700円 · 期末手当 · 通勤手当 · 寒冷地手当	・月額720,000円以内 内 ※特例規程により 月額576,000円 ・通勤手当 ・期末手当	· 月額759,000円 · 住居手当 · 通勤手当 · 期末手当 · 寒冷地手当	· 年俸6,000,000円 · 通勤手当	· 月額710,000円 · 期末手当 · 通勤手当 · 住居事勤 · 特殊勤務手当
③副理事長 ※別置型の場合 学長 ※退職手当は別 に⑥で整理	・年俸11,000,000 円の範囲内 ・通勤手当	· 月額391,000円~ 1,107,000円 · 期末手当 · 通勤地手当 · 寒冷地手当 · 住居手当 · 地域手当 · 単身赴任手当	・月額600,000円以 内で理事長が定める 額 ・期末手当 ・通勤手当 ・寒冷地手当	·月額842,500円 ·期末手当 ·通勤手当 ·寒冷地手当	· 月額720,000円以内 内 · 期末手当 · 通勤手当	・月額759,000円 (学長である者) は月額598,000円 (学長でない者) ・住居手当 ・通勤手手当 ・期末手当	· 年俸9,500,000円 · 通勤手当	· 月額650,000円 · 期末手当 · 通勤手当 · 住居手当 · 特殊勤務手当

大学名	旭川市立大学 (素案)	⑦札幌市立大学	<b>④</b> 千歳科学技術大学	⊕青森公立大学	①前橋工科大学	<b>金長岡造形大学</b>	<b></b>	(金)
	理事長学長別置型	理事長学長一体型	理事長学長一体型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型	理事長学長別置型
④常勤理事 ※退職手当は別 に⑥で整理	・年俸6,000,000円 の範囲内 ・通勤手当	· 月額391,000円~ 1,107,000円 · 期末手当 · 通家冷地手当 · 住居手当 · 地域身赴任手当 · 単身赴任手当	額	・日額25,000円 ※職員が役員を兼務 する場合:月額 25,000円(管理職手 当を支給されている 場合は特例あり)	・別に定めるとされており詳細は不明	・常勤理事の報酬に 関わる規定がなく, 現在の常勤理事は, 給与規程の適用を受ける職員が兼務して いる状況である。	· 年俸5,500,000円 · 通勤手当	· 月額542,000円 · 期末手当 · 通勤手当 · 住居手当 · 特殊勤務手当
⑤非常勤役員		・常勤給を基に職 位,経歴及び勤務形 態により決定	· 日額25,000円 · 通勤手当 →旅費規程	・日額25,000円	· 日額20,000円 · 通勤手当 →旅費規程	・年額200,000円	・日額30,000円	·日額30,000円 ·通勤手当 →旅費規程
⑥役員退職手当	・理事長, 副理事 長(学長), 常勤理事 に対して支給あり	・理事長,副理事 長,常勤理事に対し て支給あり	・理事長, 副理事 長, 常勤理事に対し て支給あり	・理事長, 副理事長 (学長)に対して支給 あり ・常勤理事に対して は規定がなく, 令和 4年9月現在, 対象 となる者が在籍して いない。	・理事長, 副理事長 (学長), 常勤理事に 対して支給あり	・理事長, 副理事長 (学長)に対して支給 あり ・常勤理事に対して は規定がなく, 令和 4年9月現在, 対象 となる者が在籍して いない。	・支給なし	・理事長, 副理事長 (学長), 常勤理事に 対して支給あり
	(支給内容) ・退職事由の区分 による退職の日に おける給料月額× 勤続年数に応じる 支給率	(支給内容) ・退職時の給料月額 ×12.5/100×在職月 数	(支給内容) ・退職時の給料月額 ×12.5/100×在職月 数	(支給内容) ・退職時の給料月額 ×12.5/100×在職月 数		(支給内容) ・理事額×35/100 ×理事額×35/100 ×在職月数 ・副理事と(学長):退職時の給在 職月額×35/100×在 職月数 ・副理退退時の給在 職月数 ・別:退時の終本 ・別額×20/100×在 職月数		(支給内容) ・退職時の給料月額 ×25/100×在職月 数